

(第60回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 60 期 報 告 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

細谷火工株式会社

事 業 報 告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、不安定な世界情勢の動向や為替の円高などの起因で景気の不透明感が見られるものの、アジアを中心とした新興国向け輸出増や各種政策効果などで企業収益も改善へと転じ、一部に回復傾向の兆しが見え始めておりました。

しかしながら年度末に発生しました東日本大震災の国内経済に与える影響は甚大なものであり、先行きの情勢を見通すことは困難な状況となっております。

このような環境の下、当社は民間向け火工品の分野において、新規にエアバック用点火薬の製造販売を展開し、新たな事業領域への拡大に積極的に取り組んでまいりました。しかし主力の防衛省を中心とする官公庁向け火工品については、前年度からの在庫調整や計画変更による繰上納入分などの影響で、前期に比べて大幅な受注減となり、売上高の減少を穴埋めするには至りませんでした。

収益面においても、民間向け火工品の売上増に伴い売上利益率は上昇いたしました。しかし官公庁向けの大幅な売上減による影響をカバーしきれず、営業利益、経常利益、当期純利益とも前期より減益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,424百万円（前期比10.6%減）、営業利益137百万円（前期比11.3%減）、経常利益128百万円（前期比12.9%減）、当期純利益57百万円（前期比23.7%減）となりました。

事業別の販売状況は、次のとおりであります。

(火工品事業) 火工品事業は、防衛省向け訓練火工品の大幅な受注減により、売上高は1,308百万円（前期比11.4%減）となりました。

新たに民間向けにエアバック用点火薬製造の受注を得、生産がスタートしました。

(賃貸事業) 賃貸事業は、火薬庫賃貸先の解約が2社ありましたが、新規に2社と賃貸契約したため賃貸収入は前期とほぼ同じ116百万円（前期比0.3%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は33百万円であります。その主なものは、本社工場の火工品生産に必要な機械装置及び器具の取得27百万円などです。

3. 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、自己資金及び一部借入金によっております。

4. 対処すべき課題

当社の主要顧客である防衛省ほか官公庁の予算環境は削減傾向にあって、一層厳しい状況であります。そこで当社は、事業を推進して行く上で、以下の3点を特に重要課題として取り組んでまいります。

① 新製品の開発

従来からの火薬を素材の中心とした火工品開発に加え、火薬にとられない製品の開発にも目を向け、開発に必要な人材確保と資金を投下し早期に市場化できる新製品の開発に注力してまいります。

② 人材の育成、能力活用

当社の教育計画は、各階層別にマネジメント教育と技能教育の2本立てを基本に実践的な教育を実施しております。

平成22年度よりビジネスリーダー研修として外部講師を招き、選抜した従業員を対象に経営的思考と真のリーダーとなるべき能力・資質を磨き、将来会社を担う人材の育成を目的に実施しております。

③ 売上原価の継続的な低減

当社は、全ての製品において適正原価の確立と利益を生む原価システムを構築すべく、継続的に収益確保できる生産管理体制を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、末尾ながら、このたびの東日本大震災により罹災されました方々に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期 平成19年度	第 58 期 平成20年度	第 59 期 平成21年度	第 60 期 平成22年度
売 上 高 (百万円)	1,595	1,537	1,594	1,424
経 常 利 益 (百万円)	154	144	147	128
当 期 純 利 益 (百万円)	93	77	74	57
1株当たり当期純利益 (円)	23.26	19.33	18.65	14.23
総 資 産 (百万円)	2,736	2,735	2,941	2,747
純 資 産 (百万円)	1,469	1,510	1,566	1,591
1株当たり純資産額 (円)	365.97	376.51	390.62	396.96

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中平均株式数で算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行株式総数で除して算出しております。ただし、期末自己株式数を控除して算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社は防衛省、警察庁、消防庁他諸官庁向けの救難・訓練・防衛・警護等の火工品製造販売及びその評価試験、民間向け自動車エアバック用点火薬製造などの火工品事業と貸店舗等の賃貸事業を営んでおります。

主な製品は次のとおりであります。

区 分	主要製品・サービス
火 工 品 事 業	救命胴衣用自動膨張装置、信号筒救難用、発煙筒信管付、照明筒発射式、信号発煙筒類、無公害発煙筒、落下衝撃吸収用エアバッグ等の火工品、使用済核燃料再処理剤、安全評価実験請負、発煙ゴルフボール
賃 貸 事 業	大型実験棟、火薬庫群、大型商業店舗

8. 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	東京都あきる野市
草 花 工 場	同 上
東京営業所	東京都新宿区

9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	対前期比増減(△)	平 均 年 令	平均勤続年数
男 子	50 名	△3 名	47.4 才	13.0 年
女 子	25	3	46.0	9.0
合計又は平均	75	0	47.0	11.7

(注) 上記の他に臨時従業員月平均23名おります。

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	270 ^{百万円}
西 武 信 用 金 庫	163
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	75
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	65

11. その他会社の現況に関する重要な事項

重要な訴訟事件の概要

- ① 平成22年10月18日、当社個人株主細谷理一から当社取締役等4名に対して、土地取引に関して損害賠償を求める株主代表訴訟が提起されました。
- ② 平成22年11月19日、当社個人株主細谷理一から当社監査役3名に対して、元監査役が当社取締役等におこした土地取引等をめぐる損害賠償請求訴訟を平成22年7月6日新監査役会が取り下げたことは、善管注意義務違反にあたるとして損害賠償を求める株主代表訴訟が提起されました。

II 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 8,064,000株 |
| 2. 発行済株式の総数
(うち、自己株式数) | 4,032,000株
22,536株) |
| 3. 株主数 | 514名 |

4. 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
細 谷 文 夫	1,001	25.0
浅 原 勝	300	7.5
牧 野 弘 和	201	5.0
志 村 実	175	4.4
西 武 信 用 金 庫	170	4.2
細 谷 火 工 共 栄 会	162	4.0
ナスクリエート株式会社	137	3.4
日 油 株 式 会 社	100	2.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	95	2.4
三井住友海上火災保険株式会社	95	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	島 井 武四郎	
専 務 取 締 役	細 谷 譲 二	東京営業所長兼総務、財務、内部統制担当 ㈱ホソヤセンターブライズ取締役
取 締 役	古 山 雄 一	工場統括
取 締 役	伏 木 良 雄	伏木公認会計士事務所長
監 査 役	瀧 塚 道 則	
監 査 役	志 村 実	志村電設㈱代表取締役社長
監 査 役	安 藤 隆 允	安藤公認会計士事務所長

(注) 1. 伏木良雄氏は、社外取締役であります。
2. 志村実、安藤隆允の両氏は、社外監査役であります。なお、安藤隆允氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

3. 監査役志村実氏は、従来より当社の監査役として監査業務経験が豊富であること、また電気設備関連の職務経験及び経営に関する知見を有するものであります。
4. 監査役安藤隆允氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成22年6月24日開催の第59回定時株主総会において、新たに伏木良雄氏が取締役、瀧塚道則、安藤隆允の両氏が監査役に選任され就任しました。
6. 平成22年6月24日付で、細谷理一氏が監査役を任期満了により退任しました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 名	支給額 千円
取締役 (内社外取締役)	4 (1)	38,917 (1,800)
監査役 (内社外監査役)	4 (2)	7,333 (2,380)
合計	8	46,250

- (注) 1. 上記の額には、当事業年度において計上した、役員退職慰労引当金6,337千円(取締役6,037千円、監査役300千円)を含んでおります。
2. 上記の他、平成22年6月24日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき取締役1名に対して退職慰労金72,626千円を支給し、監査役1名に対して退職慰労金1,020千円支給しております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬額につきましては、昭和57年6月29日の定時株主総会において年額60,000千円以内、監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と会社との関係
該当事項はありません。
- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
伏木良雄	社外取締役	16回中16回	—
志村 実	社外監査役	18回中13回	7回中7回
安藤隆允	社外監査役	16回中8回	7回中7回

取締役伏木良雄氏は、取締役会において公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって発言を行っております。また、監査役志村実、安藤隆允両氏は、監査役会において各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

なお、取締役伏木良雄氏及び監査役安藤隆允氏は、平成22年6月24日(第59回定時株主総会の会日)に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の役員と異なっております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名

公認会計士 江畑幸雄

公認会計士 一井 正

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

公認会計士 江畑幸雄 6,667千円

公認会計士 一井 正 2,857千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりですが、必要が生じる都度、取締役会において見直しを実施することとします。

(1) 取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務執行に係る情報・文書の管理取扱いは、秘密保全規定を基軸に文書管理規定で運用する。さらに電磁的媒体による文書等はIT管理規定に則した管理体制で秘密漏えい等を未然に防ぐ体制を構築している。また、運用状況を常に検証し、業務実態に則した規定見直しを行う体制をとっている。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

事業活動において直面する様々なリスクに対し、損失回避のための体制として、会社規定遵守の徹底と内部統制活動を適用して業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全が達成されているとの保証を得るため組織横断的な対応により有効性を維持する。経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、損害・影響等を最小限にとどめるため、経営危機管理規定に基づく「対策本部」を直ちに招集し、必要な対応を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のため担当する各部門に周知徹底するとともに、業務運営を容易にするため指揮し統括管理する。

(4) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を実践するため、コンプライアンス規定について取締役及び使用人全てが参加する啓蒙、教育活動を行う。また、内部通報制度規定により、法令違反のある行為・事実を認知した場合、すみやかに社長へ報告する。

なお、内部統制担当役員が作成した内部統制評価計画を基に内部統制評価グループは、内部統制マネジメントシステム要求事項に適合しているか評価することでリスクの予防と組織内の相互監視体制の充実を図っている。

(5) 監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役会は、監査役会規定に基づいて監査方針、監査計画等を作成し、定期的に会社法上の監査業務を執行するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対し資料の提出及び報告を求めることができる。

また、監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行い相互に法令遵守を確認する実効性を確保するものとする。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、また、金融商品取引法に定める「内部統制報告書」を提出するため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保している。

(7) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<1,049,050>	流動負債	<696,166>
現金及び預金	405,534	買掛金	80,737
受取手形	23,684	短期借入金	350,000
売掛金	248,894	1年以内返済予定の借入金	90,008
商品及び製品	14,442	リース債務	1,936
仕掛品	107,078	未払金	22,299
原材料及び貯蔵品	211,691	未払費用	24,589
前払費用	7,569	未払法人税等	20,621
繰延税金資産	20,407	未払消費税等	20,237
未収入金	3,364	受り金	9,920
その他	6,382	預り金	38,212
固定資産	<1,698,145>	賞与引当金	36,643
有形固定資産	<1,539,711>	その他の負債	960
建物	379,922	固定負債	<459,423>
構築物	57,954	長期借入金	133,320
機械装置	39,232	リース債務	3,093
車両運搬具	2,685	退職給付引当金	63,991
工具器具及び備品	32,353	役員退職慰労引当金	22,615
土地	1,023,935	製品保証引当金	14,372
リース資産	3,627	長期預り保証金	58,639
無形固定資産	<52,212>	長期預り金	154,067
借地権	33,451	資産除去債務	9,323
ソフトウェア	5,363	負債合計	1,155,589
その他	13,397	(純資産の部)	
投資その他の資産	<106,221>	株主資本	<1,586,063>
投資有価証券	60,816	資本金	(201,600)
出資金	3,125	資本剰余金	(18,121)
繰延税金資産	41,322	資本準備金	18,121
差入保証金	920	利益剰余金	(1,376,999)
その他	37	利益準備金	50,400
資産合計	2,747,195	その他利益剰余金	1,220,000
		別途積立金	106,599
		繰越利益剰余金	106,599
		自己株式	(△ 10,657)
		評価・換算差額等	<5,542>
		その他有価証券評価差額金	(5,542)
		純資産合計	1,591,605
		負債・純資産合計	2,747,195

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,424,635
売 上 原 価		1,031,421
売 上 総 利 益		393,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		255,855
営 業 利 益		137,358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	124	
受 取 配 当 金	1,421	
雑 収 入	4,100	5,645
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,638	
休 止 固 定 資 産 関 係 費 用	3,732	
雑 損 失	20	14,391
経 常 利 益		128,612
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	3,163	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	385	3,548
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	543	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	7,107	
株 主 総 会 関 係 費 用	11,305	
訴 訟 等 関 係 費 用	9,170	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,640	
東 日 本 大 震 災 義 援 金	1,000	33,766
税 引 前 当 期 純 利 益		98,394
法 人 税 等		19,726
法 人 税 等 調 整 額		21,601
当 期 純 利 益		57,066

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金
		資 本 準 備 金
前 期 末 残 高	201,600	18,121
当 期 変 動 額		
別途積立金積立		
剰余金の配当		
当 期 純 利 益		
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		
当期変動額合計		
当 期 末 残 高	201,600	18,121

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	50,400	1,210,000	87,610	△10,151	1,557,579
当 期 変 動 額					
別途積立金積立		10,000	△10,000		
剰余金の配当			△28,077		△28,077
当 期 純 利 益			57,066		57,066
自己株式の取得				△505	△505
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		10,000	18,988	△505	28,483
当 期 末 残 高	50,400	1,220,000	106,599	△10,657	1,586,063

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
前期末残高	9,202	1,566,781
当期変動額		
別途積立金積立		
剰余金の配当		△28,077
当期純利益		57,066
自己株式の取得		△505
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,659	△3,659
当期変動額合計	△3,659	24,823
当期末残高	5,542	1,591,605

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく仕掛品 簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を計上しております。

(3) 役員退職慰勞引当金

役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品クレーム費用等の支出に備えるため、過年度の保証実績を基礎に将来の保証見込を加味して、翌期以降保証期間内の費用見積額を計上しております。

5. その他

消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

(1) 「資産除去債務に関する会計基準等」の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ180千円減少し、税引前当期純利益は7,288千円減少しております。また、当該会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、9,323千円であります。

(2) 「製品保証引当金の計上基準」の変更

従来、製品保証の引当金は製品クレーム費用等の支出に備えるため、翌期以降保証期間内の費用見積額に基づき計上していましたが、当事業年度より、過年度の保証実績を基礎に将来の保証見込を加味して、翌期以降保証期間内の費用見積額を計上する方法に変更いたしました。この変更は、品質管理システムを充実したことに伴い、製品の保証実績をより合理的に算定することが可能となったため、財務の健全化と期間損益の適正化のために行いました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益はそれぞれ14,027千円減少し、税引前当期純利益は14,299千円減少しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

土地	617,577千円
建物	133,657千円
計	751,234千円

上記に対応する債務

長期借入金	148,328千円
短期借入金	350,000千円
計	498,328千円

2. 有形固定資産減価却累計額 1,895,864千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,032,000株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 22,536株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 期中に実施した剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,077千円	7円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

② 期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,047千円	5円	平成23年3月31日	平成23年6月24日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	1,262千円
賞与引当金	14,906千円
固定資産の減価償却	360千円
退職給付引当金	26,031千円
役員退職慰労引当金	9,200千円
製品保証引当金	5,846千円
未払金	2,143千円
未払賞与社会保険料	1,911千円
資産除去債務	3,792千円
たな卸資産評価損	182千円
電話加入権評価損	719千円
繰延税金資産小計	66,358千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	66,358千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△3,800千円
有形固定資産(資産除去債務)	△827千円
繰延税金負債合計	△4,628千円
繰延税金資産の純額	61,729千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な流動預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、固定客が中心でリスク低減も図っております。また投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとの時価の把握を行っていません。

借入金の使途は、運転資金（短期と長期）が主であり、金利は変動金利を中心に調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	405,534	405,534	—
(2) 受取手形及び売掛金	272,579	272,579	—
(3) 投資有価証券	60,816	60,816	—
(4) 買掛金	(80,737)	(80,737)	—
(5) 短期借入金	(440,008)	(440,008)	—
(6) 長期借入金	(133,320)	(132,902)	△417
(7) 長期預り保証金	(58,639)	(51,990)	△6,649
(8) 長期預り金	(154,067)	(162,303)	8,235

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、及び(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期預り保証金、及び(8) 長期預り金

これら時価は、元利金の合計額を長期プライムレートの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において大型商業店舗、大型実験棟を有し賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
549,050	951,590

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、直近の「不動産鑑定評価基準」に則り社外の不動産鑑定士が算定した金額に対して、指標等を用いて時点修正を行うことにより算定した金額であります。なお、時点修正による時価の算定は、社外の不動産鑑定士が行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主 (個人) 及びその 近親者	細谷文夫	—	—	前当社 代表取締役 会長	被所有 直接 25.1	土地建物の 賃借及び貸 付金	工場用地の 一部建物の 賃借	3,200	—	—
							火薬庫管理 料収入	1,700	—	—
							貸付金返済	35,779	—	—
役員及び その近親 者	島井 武四郎	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 0.2	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証	270,000	—	—
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 ホソヤ エンター プライズ	東京都 あきる野 市	24,000	煙火及び 火工品の 製造販売	被所有 直接 0.2	役員の兼任 1名	営業取引 製品・資材 の供給	783	売掛金	262
						材料購入及 び外注加工	火薬庫貸 料	1,348	前受金	707
						当社製品等 の供給	原料購入・ 外注加工費	11,738	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 賃借料、管理料収入については、近隣の地代・家賃・一般の取引条件を参考にして、同等の価格によっております。
2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長島井武四郎より債務保証を受けております。
3. 製品・資材の供給及び原材料購入、並びに外注加工費については、一般の取引条件や市場価格等を勘案してその都度交渉の上決定しております。
4. 株式会社ホソヤエンタープライズは当社前役員及び個人主要株主の細谷文夫及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社です。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、残高には消費税等を含んでおります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産 396円96銭
2. 1株当たり当期純利益 14円23銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 9日

細谷火工株式会社
取締役会 御中

江畑公認会計士事務所
公認会計士 江 畑 幸 雄 ㊞
一井公認会計士事務所
公認会計士 一 井 正 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、細谷火工株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用し、又「製品保証引当金の計上基準」を変更して、計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部統制グループ等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 取締役会決議に基づき整備された内部統制システムに関する計画書の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 江畑公認会計士事務所 公認会計士江畑幸雄及び一井公認会計士事務所 公認会計士一井正の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

細谷火工株式会社 監査役会

常勤監査役 瀧塚 道則 ㊟

社外監査役 志村 実 ㊟

社外監査役 安藤 隆允 ㊟

以上